

大阪市地域福祉基本計画

2018(平成30)年度～2020(平成32)年度

だれもが自分らしく安心して
暮らし続けられる地域づくり



2018(平成30)年3月
不 大 阪 市



計画の考え方

1 計画策定の背景と趣旨

大阪市では、「市政改革プラン」に基づき、ニア・イズ・ベター（補完性・近接性の原理）の考え方のもと、それぞれの区において、地域の実情に応じた特色ある地域福祉の取り組みが進められています。

各区の取り組みをさらに強力に支援するとともに、福祉人材の育成・確保や権利擁護の取り組みなど、各区に共通する福祉課題や、法制度改正等への対応など基礎的な部分については、市域全体で推進するための計画として、「大阪市地域福祉基本計画」（以下「本計画」という。）を策定し、だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりをめざしていきます。

2 計画の位置づけ

地域福祉基本計画の位置づけ

本計画は、地域福祉を推進するための中心的な計画である区地域福祉計画（地域福祉ビジョン等）（以下「区地域福祉計画等」という。）を支援する基礎的な計画であり、各区の区地域福祉計画等と一体で、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」を形成するものです。

また、生活困窮者の自立を支援する取り組みを記載するとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき市町村が定める基本的な計画としての位置づけを有しています。

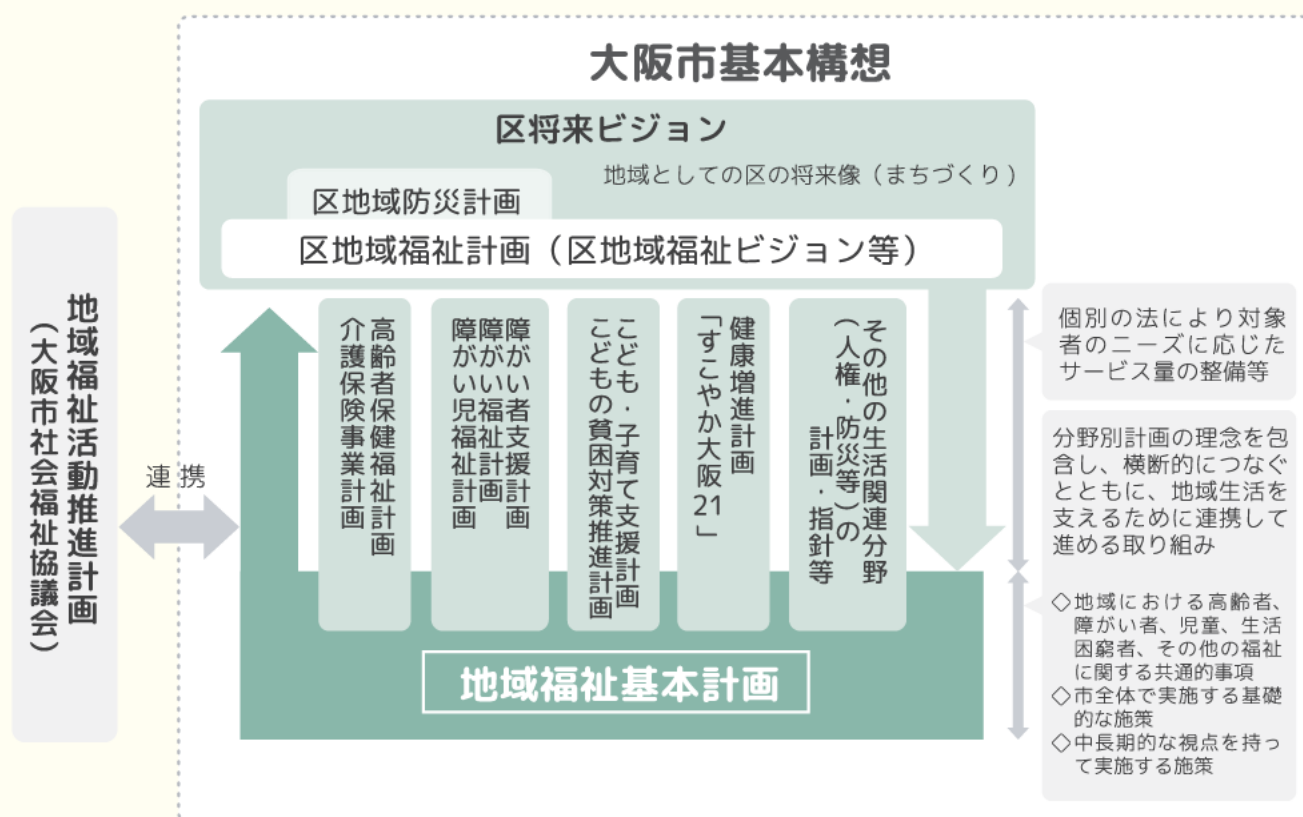
分野別計画・関連計画等との関係

本計画は、地域という視点から各分野別計画を横断的につなぐことで、年齢や性別、障がいの有無、生活課題の違いにかかわらず、すべての人の地域生活を支えるため、保健・福祉の各分野別計画が共通して取り組む目標を明確にするとともに、人権、教育、雇用、住宅、交通、情報、防災など、生活に関わるさまざまな分野の施策と連携して取り組むことをめざします。

社会福祉協議会の地域福祉活動推進計画との関係

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は社会福祉法において、地域福祉推進の中心的な担い手として規定されています。

本計画と、大阪市社協が策定している「大阪市地域福祉活動推進計画」は、理念や方向性を共有し、いわば車の両輪となって地域福祉を推進する計画です。



3 計画期間

2018（平成30）年度から2020（平成32）年度までの3か年とします。

4 圏域の考え方

本計画においては、さまざまな主体がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協働していくよう、重層的に圏域を設定し、「小地域（概ね小学校区）」を地域福祉を推進するにあたって基本となる圏域として位置づけます。

5 計画の推進・評価の体制

本計画の推進・評価は、「計画（Plan）」を「実施（Do）」し、「評価（Check）」して「改善（Action）」するという「PDCA サイクル」を活用し、効果的に取り組みを進めます。

「実施（Do）」については、福祉局長を委員長とする「大阪市地域福祉連絡会議」において、全庁的な体制で本計画の推進を図ります。

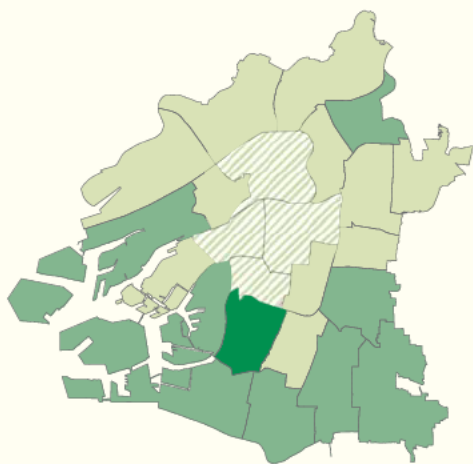
「評価（Check）」については、公募による市民委員や関係機関・団体の代表者等の参加による「大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」で計画推進状況の評価を行い、「改善（Action）」については、専門分科会のもとに設置している「地域福祉基本計画策定・推進部会」において、評価に基づく改善方策の検討を行います。



II 地域福祉を取り巻く現状

福祉課題は地域ごとに異なり福祉ニーズも多様化

区別の高齢化率推計（2040（平成 52）年）

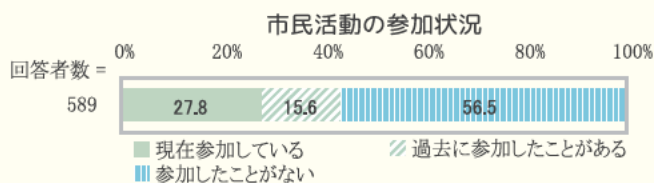
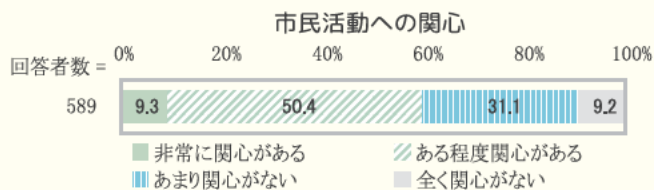


- 30%未満
〔西区、北区、中央区、浪速区〕
- 35%未満
〔福島区、鶴見区、天王寺区、港区、東淀川区、淀川区、西淀川区、城東区、東成区、都島区、阿倍野区〕
- 40%未満
〔平野区、此花区、住吉区、東住吉区、生野区、旭区、住之江区、大正区〕
- 40%以上
〔西成区〕

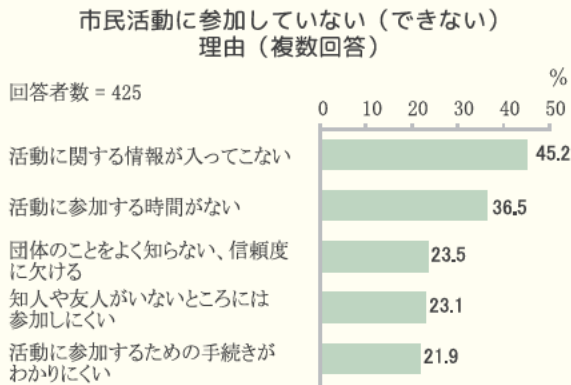
区ごとに高齢化率が異なるなど、地域福祉に関するニーズも様々であり、引き続き地域の実情に応じた創意のある取り組み、特に地域福祉推進の基本圏域と位置づけた小地域における取り組みを進めていくことが大切です。

出典：大阪市人口ビジョン（2016（平成 28）年）

市民活動に関心がある人は約 6 割、市民活動に参加している人は約 3 割



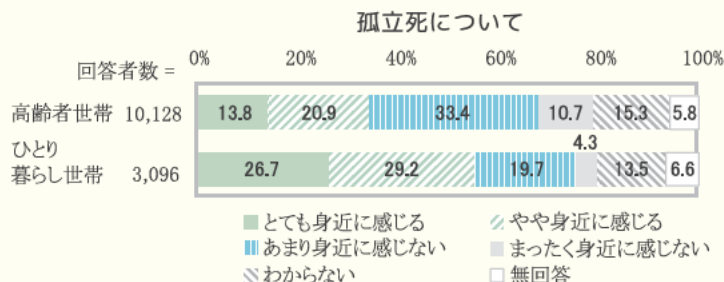
※小数点第二位を四捨五入しているため、合計が 100% とならない



出典：大阪市政モニターアンケート（2017（平成 29）年 2 月）

地域福祉活動に関心はあるものの、参加に至っていない人に対して、誰もが気軽に参加できる活動の場や、取り組みやすい活動事例の情報の発信、様々な参加形態の啓発や周知を行うことが重要です。

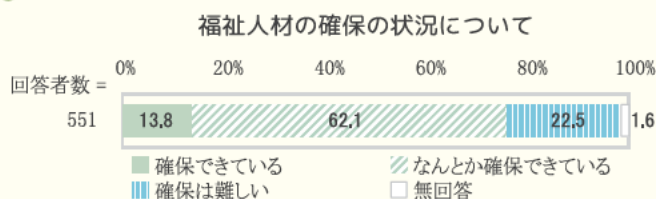
孤立死を身近に感じるひとり暮らしの高齢者が約 6 割



見守り活動を充実するなど、だれもが安心して暮らし続けられるまちづくりを進める必要があります。

出典：大阪市高齢者実態調査報告書（2017（平成 29）年 3 月）

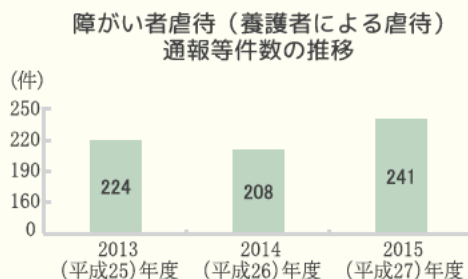
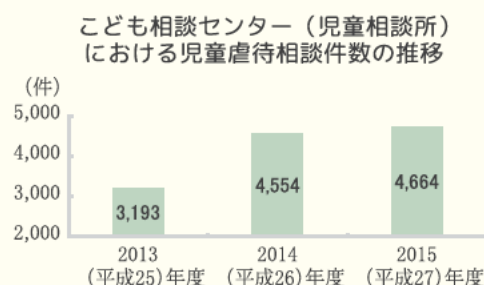
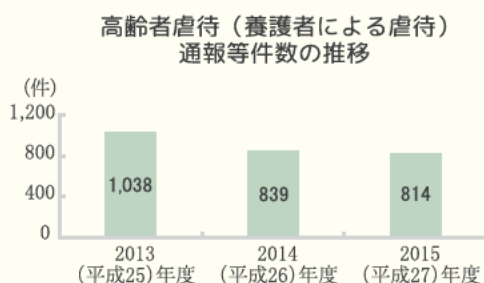
福祉人材の確保が難しい施設が2割を超えている



多様化・増大化していく福祉ニーズに対応するため、福祉人材の育成・確保に向けた取り組みをさらに強化していく必要があります。

出典：大阪市高齢者実態調査（2017（平成29）年3月）

高齢者や障がい者、児童に対する虐待が発生している



身近な虐待の兆候にいち早く気づき、適切な機関に相談・通報することが重要です。また、虐待を未然に防止し早期に発見するために、地域において情報を共有し、連携協力できるネットワークの構築が必要です。

出典：大阪市

他の相談支援機関との連携に課題を感じている機関が4割

他の相談支援機関との連携のための役割分担



本人や世帯全体の複合化したニーズに対応するためには、分野を超えて連携するしくみが必要です。

出典：相談支援機関の実態把握に向けた調査（大阪市）（2016（平成28）年）

計画から主な統計を抜粋しています。



計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

本計画では、「地域共生社会」[※]の実現をめざし、暮らし、働き、学び、訪れる地域で、住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人が、共に地域福祉の推進に取り組んでいくために、だれもがわかりやすく、共有できる基本理念として、次のとおり定めます。

**だれもが自分らしく安心して
暮らし続けられる地域づくり**

※地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係をを超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

2 基本理念の考え方

基本理念には次の5つの基本的な考え方が含まれています。

(1) 人権尊重の考え方

特定の人を排除する社会は弱くもろい社会であるという考え方のもとに、男女共同参画や当事者参加の視点を踏まえ、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が共に生き、共に暮らすことができる地域をめざします。

(2) 住民主体の地域づくりの考え方

地域のさまざまな問題を地域の中で解決していくための話し合いの場づくり、住民の意見をまとめて、政策や計画に反映させていくためのしくみづくり、住民組織と行政との協働のあり方を検討していくことで、住民が、主体的に、生活しやすい地域づくりに関わることをめざします。

(3) ソーシャル・インクルージョンの考え方

社会的援護を必要としている人々を排除することなく、そのような人々が直面している課題や問題を、地域の課題として浮かび上がらせ、解決に向かってともに支え合うことができる地域をめざします。

(4) 福祉コミュニティ形成の考え方

主体性をもった住民が集まり、話し合い、計画し、行動することができるような、自立と連帯を支える多様なしくみと、地域生活を支援する専門的な保健福祉サービスなどが、うまく連携していく福祉コミュニティを形成していくことをめざします。

(5) 多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の考え方

住民、NPO、社会福祉事業者、企業等のさまざまな活動主体と行政が地域福祉の担い手として、お互いを認め合い、連携を深め、それぞれが有する強みを発揮することで、課題解決に向けた協働の取り組みを広げていきます。

3 基本目標

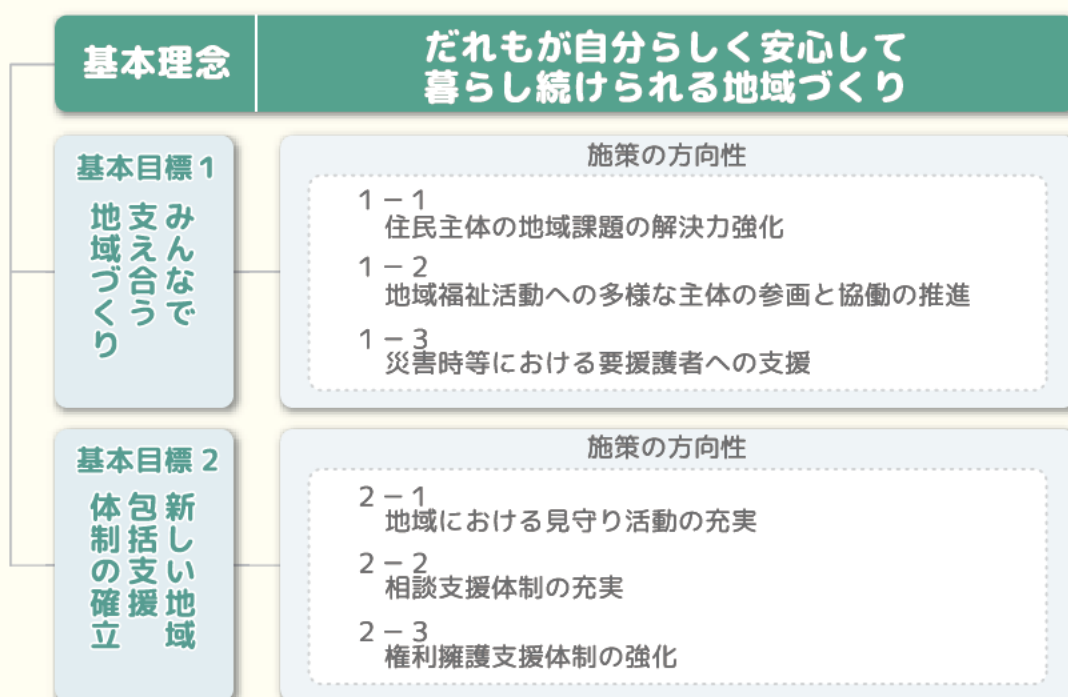
基本目標1 みんなで支え合う地域づくり

お互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで、地域で孤立せずその人らしい生活を送ることができるような、「みんなで支え合う地域づくり」を進めます。

基本目標2 新しい地域包括支援体制の確立

支援を必要とするすべての人に必要な支援が行き届く地域社会の実現に向けて、生活の場である地域を基盤として、「新しい地域包括支援体制の確立」をめざします。

4 計画の体系





(1) 住民主体の地域課題の解決力強化



- ・あらゆる世代の住民に、地域での支え合い、助け合いの意識づくりと、地域福祉活動に参加するきっかけをつくり、新たな活動の担い手づくりに取り組みます。



- ・地域課題やニーズを住民同士で共有し、解決策を話し合う場づくりと、見守り活動や居場所づくりなど地域福祉活動やボランティア活動を支援することにより、支え合い活動を推進し、みんなで支え、助け合う地域づくりをめざします。



- ・地域のみでは解決が難しい課題等については、福祉専門職や行政につなげるしくみづくりを進めます。



- ・住民主体の地域福祉活動を、区役所と区社協が連携しながら支援するとともに、今後、ますます増加する地域の高齢者ニーズに対応するため、新たな地域の資源開発などを進めていきます。

主な取り組み

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| ・地域での支え合い、助け合いの意識づくり | ・ファミリー・サポート・センター事業 |
| ・教育と福祉の連携強化による福祉教育の充実 | ・地域における自主グループ活動の支援 |
| ・身近な地域における地域福祉活動の担い手の育成 | ・地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業 |
| ・ボランティアの育成・確保 | ・地域活動協議会への支援 |
| ・ICTを活用したきっかけづくりや情報提供 | ・区社協・市社協による地域福祉活動への支援 |
| ・寄付文化の醸成のための取り組み | ・生活支援コーディネーターの配置 |
| ・高齢者が地域福祉活動に参加するきっかけづくり | |

(2) 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進



- ・多様な主体の参画を促し、協働（マルチパートナーシップ）を推進するために、情報発信や研修・啓発、マッチングやコーディネート、資源の橋渡しを行う事業を促進するとともに、社会福祉法人の地域社会への貢献活動の推進を支援します。

主な取り組み	
・ 市民活動への支援	・ 企業等の福祉活動への積極的な参加の支援
・ 地域公共人材の派遣による支援	・ 大阪市空家等対策計画に基づく取り組みの推進
・ 市民活動団体への助成による支援	・ 区社協・市社協による地域福祉活動への支援（再掲）
・ 市民活動の持続的な実施に向けた支援	

(3) 災害時等における要援護者への支援



- ・地域の自主防災組織により、避難行動要支援者への対応を的確に行うことができるよう、地域福祉の取り組みと自主防災の取り組みの一体的な推進を図ります。

主な取り組み	
・「大阪市地域防災計画」、「区地域防災計画」の策定・推進	・福祉避難所の確保の推進
・災害時に支援が必要な人の把握と避難支援のしくみづくり	・災害ボランティアセンターの設置・運営等
・災害時の的確な情報伝達のしくみづくり	・総合防災訓練の実施支援

基本目標 2 新しい地域包括支援体制の確立



(1) 地域における見守り活動の充実



- ・見守りや助け合い活動を支援し、市民一人ひとりが地域で支え合う関係づくりに取り組むとともに、見守りのツールとして ICT の積極的な活用を検討します。

主な取り組み

- | | |
|--------------------------------|-------------------------|
| ・ 民生委員・児童委員による見守り活動等 | ・ 子どものための「見守り防犯カメラ」設置事業 |
| ・ 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業（再掲） | ・ 地域の見守りサービスモデル事業 |
| ・ 徘徊認知症高齢者位置情報検索事業 | ・ 地域の主体的な見守り活動への支援 |
| ・ 認知症高齢者等支援対象者情報提供制度 | ・ 市民ゲートキーパーの養成 |

(2) 相談支援体制の充実



- ・ 複合的な課題を抱えた人を支援するために、大阪市内 3 区においてモデル事業として、区保健福祉センターが中心となり、各相談支援機関や地域の関係者が一堂に会する「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するなど、「相談支援体制の整備」に向けて取り組んでいます。モデル事業における効果検証を行い、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備をめざします。



- ・ こどもの貧困対策と連携して、こどもたちが多くの時間を過ごす学校において支援が必要なこどもを発見し、困窮度の高い子育て世帯を、適切な支援につなぐしくみとして、大阪市こどもサポートネットの構築を図ります。



- ・ 相談支援機関の職員や行政職員等の福祉人材の育成・確保の取り組みを進めます。



- ・他都市、民間企業及び大阪市のモデル事業における AI（人工知能）をはじめとした ICT 活用の先行事例を参考に、福祉分野の相談支援業務における活用に向け、関係先と調整を進めます。

主な取り組み

- | | |
|-------------------------|------------------------------------|
| ・総合的な相談支援体制の整備 | ・聴覚障がい者支援用音声認識アプリ UD トーク導入事業 |
| ・福祉人材の育成・確保（福祉専門職・行政職員） | ・セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）の登録制度 |
| ・生活困窮者自立支援事業 | ・大阪市こどもサポートネットの構築 |
| ・窓口業務における ICT の活用 | |

（３）権利擁護支援体制の強化



- ・個人としての尊厳が重んじられその尊厳にふさわしい生活が保障されるよう、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の意思決定を支援し、本人が選択できる機会を確保するための取り組みを進めます。



- ・成年後見制度の利用促進や、虐待の専門的対応に向けた取り組みを進めます。

主な取り組み

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| ・虐待防止に関する啓発や虐待防止ネットワークの推進 | ・福祉サービス提供事業者への助言・指導 |
| ・成年後見制度の利用促進の取り組み | ・苦情解決のしくみの充実 |
| ・あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業） | ・福祉人材の育成・確保（福祉サービス提供者） |
| ・福祉サービスの適切な情報提供 | |



各区に共通する課題等への具体的な取り組み

- ・大阪市では区ごとに、地域福祉計画等を策定し、地域福祉を推進しています。
- ・本計画の2つの基本目標では、各区に共通した福祉課題への対応、市全域で中長期的な視点をもって進める取り組みがあり、その具体的なしくみや機能等を示します。

1 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合相談支援体制の整備



- ・大阪市では地域社会から孤立しがちな人を支えるしくみとして、各区に「見守り相談室」を設置して、地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業に取り組んでいます。
- ・また、複合的な課題を抱えた人を支援するため「相談支援体制の充実」に向けた事業をモデル3区において実施し、区保健福祉センターが中心となり、さまざまな施策分野の相談支援機関や地域の関係者が連携し、支えるためのしくみづくりに取り組んでいます。
- ・こうした取り組みにより「地域福祉力」の向上を図り、支援が必要となる人に早期の把握・対応ができる「予防的なアプローチ」が可能となる地域づくりをめざします。

(1) 要援護者の発見と地域における見守り体制の強化

現状

- ・要援護者名簿を地域へ提供し見守り活動につなげています。(約4万5千人)
- ・福祉専門職のワーカー(CSW)がアウトリーチ※を行い適切な支援につなげています。
- ・認知症高齢者等の行方不明事案について、登録協力者に情報をメール配信しています。

課題

- ・地域によっては人材が不足し十分な見守りが行えていません。
- ・同意確認訪問時にCSWが対応し支援につながる事例が多くあることから、訪問時からの専門的対応が必要です。
- ・認知症高齢者等の行方不明時に、早期に身元を特定するためのしくみが必要です。

※アウトリーチとは

生活上の問題や課題を抱えているものの、福祉サービスの利用を拒んだり、支援者に対して攻撃的、逃避的な行動を示す人に対して、本人からの要請がない場合でも、本人の元に積極的に出向いて支援することをいいます。

取り組み目標

- ・要援護者名簿を活用した見守りが大阪市全域において実施されるよう取り組みます。
- ・各区の「見守り相談室」が地域と連携し、自ら相談できない人を発見するとともに、地域包括支援センターや区障がい者基幹相談支援センターなどの相談支援機関と連携し、適切な支援につなげます。
- ・認知症高齢者等の行方不明や事故等を防止するしくみの充実に取り組みます。

「見守り相談室」を中心とした地域における見守り体制の強化

- ・多様な立場の人や団体が、地域の課題について共に考える意見交換会などの場を設け、地域コミュニティ強化の必要性を再認識することにより、地域の担い手育成に努めます。
- ・地域福祉活動の推進役である地域福祉コーディネーター等との連携を密にし、見守りネットワークの強化に努めます。
- ・見守り活動の担い手が課題や悩みを持ち寄れる場をつくり負担感を軽減するとともに、見守り活動の強化を図ります。

福祉専門職のワーカー（CSW）による対応および体制の強化

- ・CSWが専門的な支援を行うことができるよう、体制を整備します。
- ・CSW同士が定期的に情報交換を行う場を設け、課題解決へつながった事例の検証や情報共有等を行いCSWのスキルアップに努めます。
- ・制度の狭間や複合的な課題を抱える事例に対しては、「支援調整の場」を活用します。

認知症高齢者等を見守るための体制の強化

- ・警察と連携して、保護された本人の同意又はその家族からの相談をもとに「見守り相談室」への事前登録、医療機関受診や介護保険サービスを利用するための支援等の取り組みを強化します。
- ・「見守りシール」等の配付による、早期に身元を特定するための取り組みや、ICTを活用した認知症に関する正しい知識の普及・啓発に取り組みます。

具体的な指標	2017(平成29)年度の取り組み状況	2018(平成30)年度目標	2020(平成32)年度目標
要援護者名簿を活用した地域における見守り活動の強化	・地域への要援護者名簿の提供（333地域中237地域） ・名簿を活用した見守り活動を推進するための働きかけ	・地域への要援護者名簿の提供（333地域中300地域） ・区ごとの見守り活動にかかる課題整理と目標設定	・全333地域において、要援護者名簿をもとに、地域の実情に応じた見守り活動が行われている。
	・アウトリーチ件数 4,964件	・アウトリーチ件数 5,300件	・アウトリーチ件数 5,600件

※ 2017（平成29）年度の取り組み状況の実績数値については、2016（平成28）年度末時点

〔 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業 〕

機能①

「要援護者情報」の整備・管理

行政と地域が保有する
要援護者情報を集約



地域の見守り活動のための
地域への情報提供に係る同意確認

○対象者 「避難行動要支援者名簿」に
登載される支援が必要な高齢
者・障がい者・難病患者

○回答 ・「同意」・・・地域の見守り
活動へのつなぎ



・「不同意」・・・必要に応じて
CSWが支援
(機能②)

・「未回答」・・・訪問による
同意確認・
生活状況の把握



機能②

孤立世帯等への専門的対応

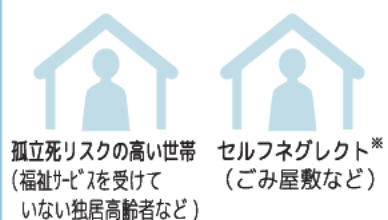
困難事例への
専門的な支援



CSW

粘り強く
アウトリーチ

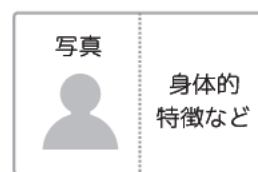
孤立世帯等



機能③

認知症高齢者等の行方不明時の早期発見

協力者へのメール等の
配信による早期発見



事前登録



行方不明
発生

メール等配信

協力者等
(地域団体や相談支援機関など)

※セルフネグレクトとは

自らの意思で必要な医療や福祉サービスの利用を拒否したり、不衛生な住環境で暮らすなど、客観的には本人の人権が侵害されている状況をいいます。

(2) 複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築

現状

- ・モデル事業では、区役所が中心となり「総合的な支援調整の場」を開催し、相談支援機関等の連携による支援を行っています。
- ・区の状況に通じた専門家等（スーパーバイザー）を派遣し、関係者のスキルアップ等を行っています。
- ・「見守り相談室」のCSWが課題解決のため「総合的な支援調整の場」を活用しています。

課題

- ・適切にアセスメントを行い、複合的な課題に対する支援をコーディネートする機能が必要です。
- ・区の職員や相談支援機関のスキル向上、相談支援機関等の連携強化には専門的な助言、指導が必要です。
- ・「見守り相談室」のCSWと地域における見守り活動が連携して取り組むことが必要です。

取り組み目標

- ・専門的な相談支援機関がそれぞれの分野を超えて連携するしくみづくりを行うとともに、地域の見守り活動と連携した支援体制の構築に向けて取り組みを進めます。

ア 支援をコーディネートするためのしくみづくり

- ・分野ごとの相談支援機関、地域だけでは解決できない課題を抱えた人に対して、適切にアセスメントを行い、複合的なニーズに対応するさまざまな支援をコーディネートするしくみづくりを行ないます。

イ 相談支援を行う機関や人を支えるしくみづくり

- ・複合的な課題を抱えた人に対し、的確に支援を行なっていくことができるよう、必要な助言等が得られるしくみづくりを行ないます。

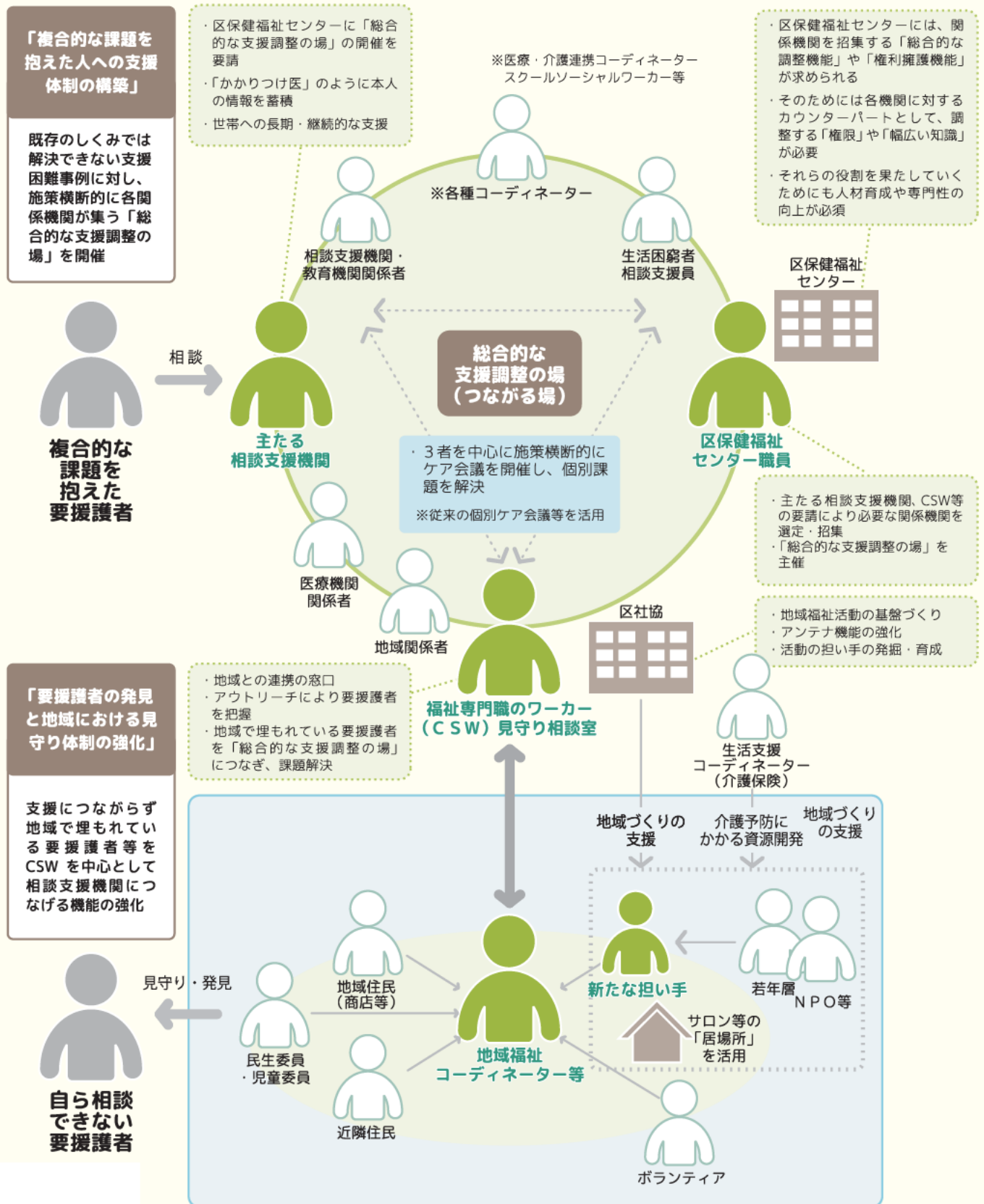
ウ 地域における見守り活動と連携するしくみづくり

- ・複合的な課題を抱え、自ら助けを求めることができない人が、必要な支援を受けながら住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域における見守り活動と連携するしくみづくりを行ないます。

具体的な指標	2017(平成29)年度の取り組み状況	2018(平成30)年度目標	2020(平成32)年度目標
複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築	・モデル事業の実施 ・効果、手法等の分析と検証	・モデル事業の効果手法等の分析と検証 ・全区で相談支援機関、区職員を対象に研修会の開催 ・区ごとの実施手法等の検討と事業実施に向けた準備	・市全域で、複合的な課題を抱えた人を適切な支援につなげ、解決を図るしくみが構築されている

〔 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制のイメージ 〕

〔 概念図 〕



2 福祉人材の育成・確保



- ・だれもが地域で自分らしく安心して暮らしていくためには、福祉人材の育成・確保が極めて重要となります。
- ・地域福祉活動の担い手としての市民、福祉専門職、行政職員が、それぞれにおいて、地域福祉を推進するために、人材の育成・確保の取り組みを進めていきます。

(1) 地域福祉活動の担い手の確保

現状

- ・地縁による地域福祉活動は、その担い手不足やその固定化・高齢化が深刻となっています。
- ・退職年齢に達する世代などは新たな担い手としての活躍が期待されます。

課題

- ・あらゆる世代が地域福祉に関心を持ち、活動の担い手となるよう取り組むことが重要です。
- ・こどもの頃から地域福祉活動に親しみを持てるしかけづくりなど、中長期的な視点も必要です。

取り組み目標



地域福祉活動をはじめるきっかけとなる情報発信

- ・地域活動、ボランティア事業や実践事例などの情報を発信し、きっかけづくりを行います。
- ・情報発信に際しては、ＩＣＴを含めた多様な媒体を積極的に活用します。
- ・市・区社協が行うボランティア活動に関する情報発信等を推進します。



地域福祉活動の担い手づくりの充実

- ・小学生用福祉教材を作成、配布し福祉の学習機会を設け、その効果を検証し、今後の福祉教育のあり方について検討を進めます。
- ・区社協が実施の、車いすや高齢者の疑似体験、障がい当事者の講話、福祉施設訪問等の福祉教育プログラムの実施など福祉教育を支援します。
- ・退職年齢に達する世代などが、地域福祉活動に関心をもち、参加するきっかけをつくり新たな活動の担い手の育成に取り組めます。

具体的な指標	2017(平成29) 年度の取り組み 状況	2018(平成30) 年度目標	2020(平成32) 年度目標
福祉教材の活用により福祉についての理解が深まった小学生の割合 (教員へのアンケートによる)	—	60%	80%

(2) 福祉専門職の育成・確保

現状

- ・大阪市社会福祉研修・情報センターで福祉専門職のスキルアップや離職防止のための研修等を実施しています。
- ・福祉施設や福祉専門職の団体、養成校などとのネットワークを構築しています。
- ・復職支援研修を実施するほか、大阪府と「福祉の就職総合フェア」を共催しています。

課題

- ・今後ますます多様化・増大していく福祉ニーズに対応するためには、福祉専門職の育成・確保に向けた取り組みをさらに強化していく必要があります。



取り組み目標

- ・福祉専門職や、福祉・介護サービス事業者への支援を充実させることにより、福祉専門職の育成・確保を進めます。
- ・福祉の仕事の魅力を伝え、将来の職業選択へつなげるよう、計画的に取り組んでいきます。



福祉専門職の「やりがい」や「専門性」を支え、育成・定着を図る取り組み

- ・福祉人材養成連絡協議会において、福祉専門職の育成・確保等に関する有効的な研修プログラムのあり方等を検討し、具体的な取り組みを進めます。
- ・福祉現場で働く福祉専門職から、感動エピソードを募集し、優良事例を表彰することにより、誇りを持ち働き続けることができるよう支援します。また、事例を作品化し、ホームページ等で公表することによりイメージアップを図ります。
- ・職員同士が、施設や事業所を越えて、継続して情報交換を行う場を設置し、スキルやノウハウの共有や精神面の負担軽減につなげ、定着を支援します。



ライフステージに応じて、多様な人材からの参入を促進する取り組み

- ・将来の福祉の担い手となる層や、福祉と接点がなかった層などに、より幅広く働きかけ、福祉・介護サービス分野に関心を持ち、職業選択につなげるよう取り組みます。
- ・中高生等と、福祉施設等が実施する地域との交流やボランティア受入れ等をマッチングすることにより、福祉現場を間近に感じ、理解を深め、将来の職業選択のひとつとなるよう取り組みます。
- ・子育て世代に対しては、福祉・介護サービス分野の特長を積極的に発信し、こどもを育てながら働ける職場として選択してもらえるよう取り組みます。
- ・外国人人材の受け入れについて、大阪市における外国人従事者の実態把握に努め、必要な対応について検討を進めます。

具体的な指標	2017(平成29)年度取り組み状況	2018(平成30)年度目標	2020(平成32)年度目標
職員同士の横のつながりをつくる場に参加し「仕事に対する意欲が増した」と感じた職員の割合	—	60%	80%
学校と施設とのマッチングにより、新たに福祉の現場とつながった学校数	—	30校	90校

(3) 行政職員の専門性の向上

現状

- ・福祉に関する法や制度が大きく変化している中、行政職員には分野にまたがる広範な知識が求められています。
- ・深刻な虐待事案への対応など行政としての判断や対応が必要な業務では職員の専門性の向上が求められています。

課題

- ・行政職員の専門性の向上に向けて、より専門性の高い職員の確保や採用後のスキルアップなどさまざまな観点で取り組みを進める必要があります。



取り組み目標

- ・増大する福祉ニーズに的確に対応できる人材を確保し、福祉施策に従事する職員の専門性を向上させるための取り組みを進めます。
- ・とりわけ、専ら福祉業務に従事する福祉職員について、体系的な研修の実施や、キャリア形成を見据えた人事配置など、計画的な人材育成をめざします。



専門性の高い職員の確保

- ・福祉職員の採用については、福祉業務において求められる能力や資質を明確化し、それらを備えた人の採用に資するような試験のあり方について検討します。
- ・中高生等と、福祉施設等が実施する地域との交流やボランティア受入れ等をマッチングすることにより、福祉現場を間近に感じ、理解を深め、将来の職業選択のひとつとなるよう取り組みます。(再掲)



研修の充実

- ・福祉職員については、専門職としての知識・技術を系統的に習得するため、経験年数に応じた階層別研修を実施します。
- ・区保健福祉センター職員に対する支援技術等の強化に向けた研修を実施します。



キャリア形成を見据えた人事配置

- ・福祉職員をはじめ、福祉施策に携わる職員が必要な経験や専門性を蓄積できるよう、計画的な人事配置によるキャリア形成に取り組みます。

3 権利擁護の取り組みの充実

- ・高齢者や障がい者・児童に対する虐待の相談件数が増加するなど、安心安全な生活が脅かされている現状があり、虐待防止の取り組みを推進します。
- ・成年後見制度の利用促進に関する施策の基本的な方向性を定め、それに基づく取り組みを着実に進めます。

(1) 虐待防止に向けた地域連携の推進

現状

- ・虐待の防止や早期発見及びその適切な対応について、さまざまな取り組みが重要となっています。
- ・虐待防止については、被虐待者が自らSOSを発信できない、発信が難しい状況のため、すべての人が虐待防止の意識をもち、兆候にいち早く気づき、適切な機関に相談・通報することが重要なことです。

課題

- ・虐待についての知識・理解の普及啓発に取り組むとともに、地域において情報を共有し、連携協力できるネットワークの構築が必要です。
- ・施設従事者等に対して、研修等を行い意識の向上を図ることが必要です。
- ・虐待対応に関する法的権限と責務を有する行政職員の専門性の向上が求められます。

取り組み目標

- ・地域において虐待についての知識・理解を深めるとともに、地域住民、警察等の関係機関、行政機関が連携して支援できるようネットワークの構築を進めます。
- ・施設従事者に対して研修等を行い、虐待防止の意識の向上を図ります。



地域における虐待についての知識・理解の普及啓発とネットワークの構築

- ・地域の課題に即した研修会等を実施するとともに、虐待の相談窓口等を広く周知するためのポスターやチラシを作成・配布します。
- ・虐待防止連絡会議において、関係機関が取り巻く状況や考え方を共有し、機能するよう連携協力します。
- ・要保護児童対策地域協議会において、関係機関、関係団体などが児童虐待に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応します。



施設従事者等の意識の向上と虐待対応に従事する行政職員の専門性の確保

- ・不適切なケア・不適切な施設運営等への指導を強化するなど、将来の虐待の芽を摘むための取り組みや、施設従事者の意識の向上を図ります。
- ・職員の経験年数に応じた階層別研修、児童福祉法改正に伴う区役所職員に対する研修、事例検討会等を計画的に実施します。

具体的な指標	2017(平成29)年度の 取り組み状況	2018(平成30)年度 目標	2020(平成32)年度 目標
虐待対応に 従事する行 政職員の専 門性の確保	・ 新任職員への研修 (年2回) ・ 中堅期職員研修 (年4回) ・ 事例検討会 (年1回) ・ 管理職員研修 (年1回)	・ 法改正の研修 (年4回) ・ 事例検討会 (年4回) ・ 階層別研修の しくみづくり	・ 階層別研修の実施

※ 2017（平成29）年度の取り組み状況の実績数値については、2016（平成28）年度末時点

（２）成年後見制度の利用促進



成年後見制度とは

認知症高齢者や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人に対し、法的に権限を与えられた成年後見人等が、本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理を行うことで、その人の生活を支援する制度です。

現状

- ・ 法定後見制度は、対象者の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の三つの類型がありますが、判断能力が欠けているのが通常の状態である「後見」の利用が大半を占めています。
- ・ 「大阪市成年後見支援センター」を開設し、制度利用に関する専門的な支援や、市民後見人の養成、支援について積極的に取り組んでいます。
- ・ 2016（平成28）年5月に、成年後見制度の利用促進に関する法律が施行され、国において利用促進の基本計画が定められ、市町村においても基本的な計画を定める努力義務が規定されました。

課題

- ・ 社会生活に大きな支障が生じるまでの間に制度が利用されていないことや、財産管理を中心とした支援となっており、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用となっています。
- ・ 国の基本計画にある「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」のためのしくみづくりや、広報・相談・制度利用促進・後見人支援等の各機能を整備することが必要です。



取り組み目標

- ・成年後見制度の利用促進のために、2018（平成 30）年度から3か年の予定で「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を構築します。大阪市成年後見支援センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援するしくみを作ります。
- ・今後、権利擁護支援を必要とする人がますます増加することに対応するため、市民として地域で後見活動を行う「市民後見人」の養成・支援の強化や、あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）との適切な連携など、多面的に取り組めます。

ア 本人を中心とする「チーム」の形成

- ・権利擁護の身近な相談窓口である、地域包括支援センターや、区障がい者基幹相談支援センターなどの相談支援機関が権利擁護支援を必要とする人を地域で発見し、本人を中心とする「チーム」を形成し、権利擁護支援にあたります。

イ 専門職団体、関係機関等が連携協力する「協議会」の設置

- ・法律・福祉の専門職団体や関係機関による「協議会」を設置し、地域においてチームを支援します。
- ・協議会では、関係機関との連携を通じて効果的な成年後見制度の普及啓発について協議し、地域で形成されるチームに専門職を派遣します。
- ・協議会の中に、運営及び地域連携ネットワークを整備する「中核機関」を設置します。大阪市では、「大阪市成年後見支援センター」が担うこととし、従来の機能に加え、新たに「協議会事務局の機能」、「親族後見人支援機能」、「あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）から成年後見制度への移行支援機能」を担います。

ウ 成年後見制度の普及啓発の推進

- ・普及啓発にあたっては、成年後見制度の理念はもとより、制度内容について丁寧な説明に努めます。
- ・「本人申立」を推進することは制度理念の実現のために不可欠であり、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用を促進します。

エ 市民後見人の養成・支援

- ・一定の研修を受講した人を市民後見人候補者としてバンク登録しています。登録者を増やすため、市民後見人の活動を広く周知することにより知名度を向上させるとともに、養成方法（養成会場やカリキュラム）を工夫します。
- ・市民後見人の活動は、ボランティア精神に基づく地域福祉活動の一つとして、住民主体の福祉コミュニティづくりにつながるという間接的な効果も期待できます。身上監護を中心とする市民後見人の活動を拡大するとともに、その活動をサポートする中核機関の機能充実を図ります。

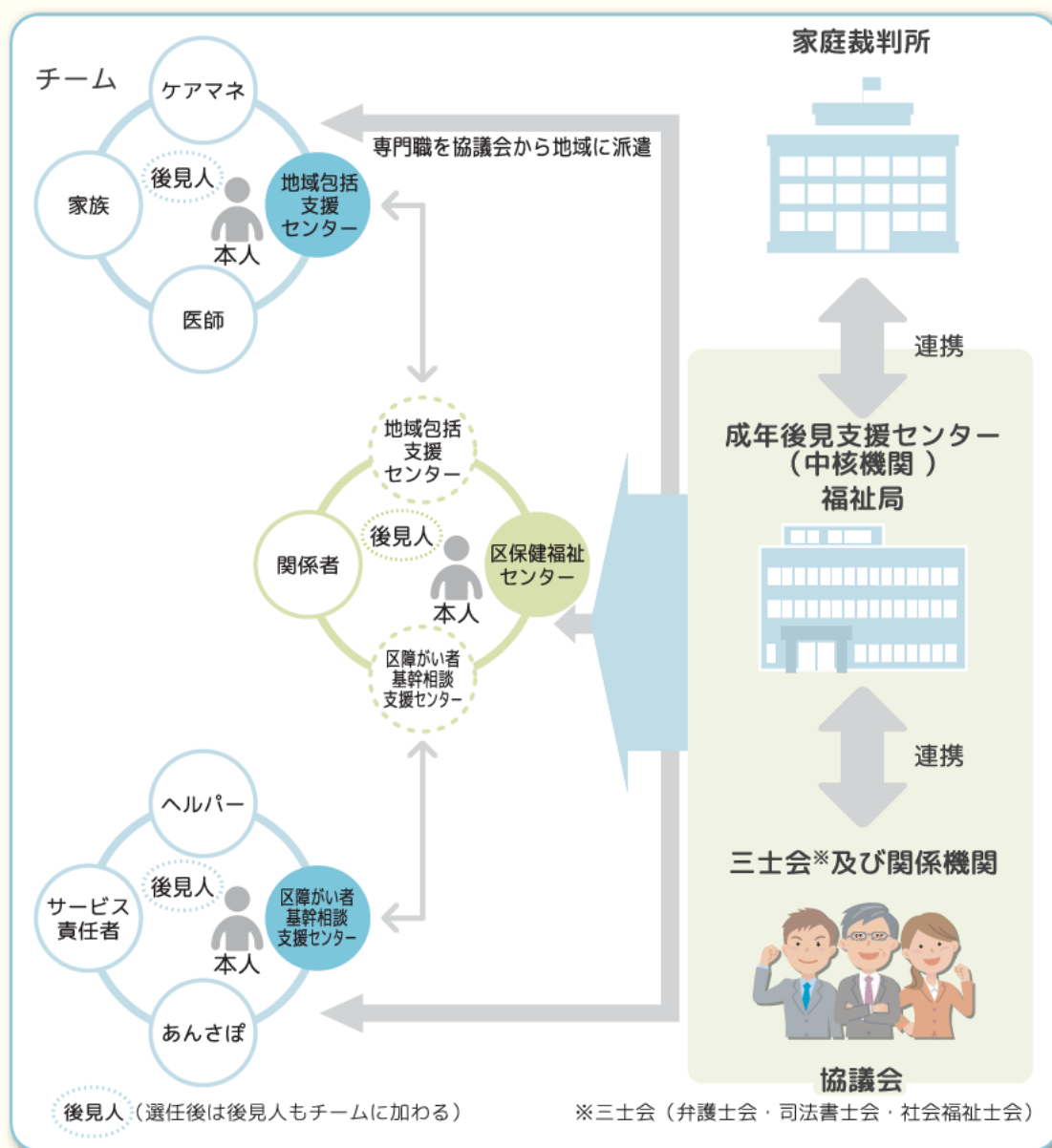
オ あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）の適切な利用

- ・成年後見制度とあんしんさぽーと事業それぞれの制度内容と、対象となる人のすみわけ等を関係者や利用する市民に広く周知し、現在あんしんさぽーと事業を利用している人で制度移行が必要な人は速やかに移行できるよう取り組みます。

具体的な指標	2017(平成29) 年度の取り組み 状況	2018(平成30) 年度目標	2020(平成32) 年度目標
市民後見人バンク登録者数 (年度末時点)	234 人	250 人	300 人
市民後見人の受任者数 (年度末時点)	153 人	180 人	220 人
成年後見制度への移行者数(累積)	—	100 人	300 人

※ 2017（平成 29）年度の取り組み状況の実績数値については、2016（平成 28）年度末時点

〔 大阪市における権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ 〕





大阪市地域福祉基本計画 概要版 2018（平成30）年3月

大阪市福祉局 生活福祉部 地域福祉課

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

電話：06-6208-7970 ファクシミリ：06-6202-0990

ホームページ：<http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000430584.html>

